2　行政庁の権限の行使に関して必要な事項等
金融機関に関する行政庁の権限の行使等について、所要の規定を設けることとした。（第二条～第七条関係）
3　この政令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一号）（金融庁）
金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月一日とすることとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二号）（金融庁）
一　金融サービスの提供に関する法律施行令の一部改正関係
1　金融サービスの提供に関する法律施行令の題名を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」に改めることとした。
2　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律による内閣総理大臣の権限のうち、基本方針の案又は基本方針の変更の案の作成及び閣議の決定の求め等について、金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限とすることとした。（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第四四条関係）
3　その他所要の規定の整備を行うこととした。
二　国家公務員退職手当法施行令等の一部改正関係
次に掲げる政令の規定において、金融経済教育推進機構を追加することとした。
1　国家公務員退職手当法施行令第九条の二及び第九条の四
2　自衛隊法施行令別表第一〇
3　国家公務員共済組合法施行令第四三条
4　地方公務員等共済組合法施行令第三九条及び第四三条第七項
5　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則
6　独立行政法人等登記令別表
7　行政手続法施行令第一条
8　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令本則
9　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第一条
10　統計法施行令第一条
11　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令第二条
12　職員の退職管理に関する政令第二条及び第三一条
13　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令第一七条
14　国家戦略特別区域法施行令別表
三　金融庁組織令の一部改正関係
1　金融庁総合政策局総合政策課の所掌事務として、基本方針の策定及び推進に関すること等を追加することとした。（金融庁組織令第三条及び第一一条関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
四　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
五　施行期日
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる施行の日（令和六年二月一日）から施行することとした。

政令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十九号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健